

申告書の作成は便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で

問い合わせ 廿日市税務署 ☎0829②1217

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

e・Tax（電子申告）を利用する方
におすすぬ
「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e・Taxを利用して提出できます。
e・Taxを利用するには、電子証明書の取得（手数料必要、有効期限3年間）、ICカードリーダーの購入、税務署への開始届出書の提出など、事前準備が必要です。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください。

「e・Tax」を利用するメリット
○最高3、000円の税額控除
平成24年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名と電子証明書を付して申告期限内にe・Taxで行うと、所得税額から最高3、000円の控除が受けられます。（平成19年～平成24年の間で1回のみ）
○添付書類の提出省略
医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容（病院などの名称や、支払金額など）を入力して送信することで、これらの書類の提出、または提示を省略することができます。
ただし、法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出、または提示を求められることがあります。
○還付金がスピーディー
e・Taxで申告された還付申告は早期（3週間程度）に処理されます。
○24時間いつでも利用可能
所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用できます。（メンテナンス時間を除く）
○公的年金等を受給されている方
～年金所得者の確定申告不要制度～
平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

ただし、所得税の確定申告の必要がない場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。なお、所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
大 記帳・帳簿などの保存制度の対象者
平成26年1月から、個人で事業（農業を含む）や不動産貸付などを行う全体的方は、記帳と帳簿などを保存することが必要になります。
税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿などの保存制度の概要や記帳の仕方などを説明する「記帳説明会」を実施しています。

詳細は、国税庁ホームページ、「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」で確認してください。
※ 現行の記帳・帳簿などの保存制度の対象者は、白色申告の方のうち、前々年分、あるいは前年分の事業所得などの金額の合計額が300万円を超える方です。

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

医療 負担額が高額になったとき

高額医療・高額介護合算制度とは
1年間の医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合計して、世帯の自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額が支給されます。支給のときは、それぞれの自己負担額に応じて案分され、保険者ごとに次の区分により支給されます。

○高額介護合算療養費
医療保険から給付

○高額医療合算介護（予防）サービス費
介護保険から給付

ただし、世帯単位での医療保険、または介護保険のどちらかの自己負担額が0円の場合や、計算の結果支給額が500円に満たない場合は、支給されません。
自己負担を計算するときの対象期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までです。

問い合わせ 保健介護課 ☎2141

での1年間です。

申請の手続
申請は平成24年7月31日時点で加入している医療保険者に申請します。対象期間中に後期高齢者医療と介護保険の両方で異動がなく、支給の対象となっている人には後期高齢者医療広域連合から、国民健康保険と介護保険の両方で異動がなく、支給の対象となる人には、保健介護課から申請案内を世帯単位で12月中旬に送っています。

同封の申請書に必要事項を記入のうえ、保健介護課、または各支所で申請してください。過去1年間に平成24年7月31日時点で加入している保険者以外の医療保険および介護保険がある場合、例えば①対象期間中に市外から転入した方、②国民健康保険から後期高齢者医療に移行したなど医療保険が代わった方などは、案内がなくても支給の対象となる場合があります。対象期間の領収書などで、申請対象となることを確認し、保健介護課、または平成24年7月31日時点の医療保険者に問い合わせてください。

自己負担基準額（平成23年8月～平成24年7月）

同一世帯内の医療保険加入者に係る自己負担額。ただし、高額療養費などの支給を受けたものを除きます。

70歳以上の方（年額）

区 分		自己負担限度額 (年額・世帯単位) 医療保険+介護保険
市 県 民 税 課 税 世 帯	現役並み所得者	67万円
	一 般	56万円
市 県 民 税 非 課 税 世 帯	低 所 得 者 II	31万円
	低 所 得 者 I	19万円

70歳未満の方（年額）

区 分		自己負担限度額 (年額・世帯単位) 医療保険+介護保険
上 位 所 得 者		126万円
一 般		67万円
市 県 民 税 非 課 税 世 帯		34万円

※ 自己負担限度額の区分は、毎年7月31日現在の医療保険を適用します。
※ 「上位所得者」に区分される世帯とは、基礎控除後の総所得金額等が世帯合計で600万円を超える世帯。

(例)夫婦ともに75歳で、自己負担限度額区分が一般かつ、1年間で夫が医療保険で28万円、介護保険で17万円を支払い、妻が医療保険で6万円、介護保険で19万円支払った。（合計金額は70万円）→年間70万円を支払った後にこの制度に基づく支給の申請をすると、基準額56万円を超えた金額（14万円）をお返しすることにより、最終的な年間の負担は56万円に留まります。